

「もんじゅ」に関する原子炉等規制法に基づく命令等への対応について

平成25年6月12日
文部科学省

1. 経緯

- 昨年11月、もんじゅにおいて保全計画に定められた機器の未点検が確認されたため、(独)日本原子力研究開発機構（以下、原子力機構）が原子力規制委員会（以下、規制委員会）へ報告するとともに公表。
- 昨年12月12日、規制委員会より、原子炉の保全が適切に実施されていないとの判断の下、措置命令発出。文部科学省より、原子力機構に対し、安全の確保、早急の点検、原因の究明等について、真摯に規制委員会への対応を図ること、更にこれらの取組にあたっては透明性、客観性の確保の観点から第三者の立場からの意見の聴取及び確認を受ける仕組みを構築すること等を文書で指示。
- 原子力機構において、未点検機器の点検等を順次実施し、本年1月末、再発防止対策等を規制委員会に報告。併せて、文部科学省より、本件に係る対応状況等に関する考え方を規制委員会に報告。
- 5月15日に、規制委員会より、以下の内容の命令発出を決定し、正式に5月29日付で原子力機構に対して命令文書を発出。
- また、同日付で文部科学省に対して本件を確実に履行するよう原子力機構に対する指導・監督を求める要請書を発出。

2. 今回の命令の主な内容

- 保守管理体制及び品質保証体制の不備に対し、また、点検未実施等の法令違反状態の是正のため、改めて保安措置を命令。特に、未点検機器の点検完了や保全計画の見直し等の規制委員会の確認が完了するまでの間、使用前検査を進めるための活動を行わないこと。
- 安全文化の劣化兆候が認められたこと等を受け、災害の防止を図るため、保安規定変更を命令。その際、組織内における役割分担、責任と権限を明確にして取り組むこと。

3. 文部科学省としての本件への対応

- 文部科学省としても本件を重く受け止め、原子力機構に対し、安全確保の体制強化及び再発防止の徹底を厳しく求めることとし、5月16日に独法通則法第65条に基づく是正措置要求文書を発出（別添1）。
- 加えて、5月23日に発生したJ-PARCにおける放射性物質漏えいを踏まえ、5月28日には、原子力機構の規制対象施設の安全体制緊急総点検の実施を要請するとともに、文部科学省に原子力機構の組織体制・業務の抜本的見直しを検討するための「日本原子力研究開発機構改革本部」を設置することを決定（別添2）。
- 文部科学省としては、上記本部における検討を行いつつ、原子力機構の取組をフォローし、規制委員会の命令に対する取組が確実に実施されるよう、原子力機構における安全確保のために必要な体制強化及び予算措置等の手当てについて責任を持って対応。
- 今後、規制委員会における対処方針も踏まえ、もんじゅの安全を確保した上で、政府全体のエネルギー計画の中でもんじゅの位置付けを明確化してまいりたい。

以上

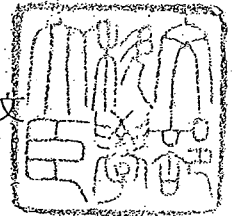


25文科開 第132号
平成25年5月16日

独立行政法人日本原子力研究開発機構

理事長 鈴木 篤之 殿

文部科学大臣
下村 博文



高速増殖原型炉もんじゅにおける点検時期超過事案に
対する取組について

高速増殖原型炉もんじゅにおいて発生した「機器の保守管理の不備」に関し、今般、原子力規制委員会において、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第35条第1項の保安措置義務及び第37条第4項の保安規定遵守義務の違反に該当するとの指摘がなされたことは、地元をはじめ国民の関心事である「もんじゅの安全性」への信頼を著しく傷つけるものであり、このような事態が発生したことは誠に遺憾である。

については、原子炉等規制法第35条第1項及び第37条第4項の規定に違反又はそのおそれがある状況を是正するため、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第65条の規定に基づき、下記のとおり、必要な措置を講ずることを求めるので、講じた措置の内容を速やかに報告されたい。

なお、下記を取組を進めるに当たっては、地元をはじめ国民の理解を得られるよう、説明責任をしっかりと果たしていただきたい。

記

- 1 未点検機器の点検及び保全計画の見直しを早急に完了し、安全の確保に万全を期すこと。
- 2 本件に係る責任の明確化を図った上で、再発防止に係る仕組みや体制の整備を図ること。

- 3 機構役職員の安全文化の醸成に改めて最大限努めること。
- 4 その他原子力規制委員会の命令等に対し早急に必要な措置を講ずること。
- 5 上記に加えて、今後のもんじゅの取組を進めるに当たっては、安全の確保のための取組を最優先とすることを改めて徹底すること。

以 上

日本原子力研究開発機構改革本部の設置について

平成 25 年 5 月 28 日
文 部 科 学 省

1. 設置の目的

高速増殖原型炉もんじゅにおいて発生した機器の保守管理の不備に対する原子力規制委員会の措置要求等を踏まえ、独立行政法人日本原子力研究開発機構の組織体制・業務を抜本的に見直し、国の政策上、優先度の高い業務に重点化を図ることによりガバナンスを強化するとともに、失われた信頼の回復に向けて安全を最優先とする組織に改めるため、文部科学省に「日本原子力研究開発機構改革本部」を設置し、改革案を取りまとめる。

2. 検討の進め方

○文部科学大臣を本部長とし、省内関係幹部、外部有識者等で構成される「日本原子力研究開発機構改革本部」を設置し、日本原子力研究開発機構の組織体制・業務の抜本的な見直しについて、第三者である外部有識者を含めて議論を行い、本部として改革案を取りまとめる。

○「日本原子力研究開発機構改革本部」の下に、文部科学大臣政務官をリーダーとする「日本原子力研究開発機構改革タスクフォース」を設置し、改革本部の指示に基づき、以下のような個別の案件について掘り下げて議論し、検討結果を改革本部に報告する。

(主な検討項目)

- ・日本原子力研究開発機構が重点化すべき業務のあり方
- ・安全を最優先した「もんじゅ」を中心とする日本原子力研究開発機構の業務運営体制
- ・日本原子力研究開発機構における安全文化の醸成等に向けた具体的な改革方針

○日本原子力研究開発機構においても、組織の安全文化の醸成等に向けた具体的な改革方針を検討するため、新理事長をリーダーとする体制を早期に構築し、適宜「日本原子力研究開発機構改革本部」等に報告を行うなど、政府・現場が一体となって検討を進める。

○本件に関する庶務は、関係課室と連携を図りつつ、研究開発局原子力課において行う。